

Asia Resort&Business Member 募集要綱

1 本事業統括会社の概要

ABM Marketing CO.,LTD

501 Jubilee Center, 18 Fenwick Street, Wanchai, Hong Kong

問い合わせ先 日本語版サイト

<http://www.asia-achievement.com/>

2 募集の概要

■Asia Resort&Business Member 募集

<http://asiaachievement.com/arb/>

3 メンバー資格取得費用の概要

■1,000GMCCP (125,000WOP)

■分割払いの場合 1,100GMCCP (137,500WOP)

※資格費用には海外 Master カード発行費用、アジアアチーブメントスクエアからの初期サポートパッケージが含まれます。

4 メンバー手数料の概要

■Business アプリケーション広告報酬プランを参照

5 メンバー資格の取得条件

■満 18 歳以上の個人（国籍は問いません）

■法人（登記国籍は問いません）

■反社会勢力に属していない者

6 メンバー登録の手順

- 1 オンラインで無料 WOP 口座を開設してください。
<http://nextworld.biz/openaccount.php>
- 2 開設案内メールに従い、指定の口座に 1,000USD (125,000 円)を振込み、1,000GMCCP (125,000WOP)を、WOP サイトからご購入ください。
※登録時のご購入 GMCCP (WOP)は自動的にメンバー資格取得費用に振替えられます。
※開設案内メールには、WOP 口座の ID/PW が記載されています。
- 3 登録代行を依頼する場合はメンバー登録書面に必要事項を記載し、代行者に提出してください。
- 4 分割購入の場合は、所定の金融機関の書類に必要事項を記載しメンバー登録書面に必要事項を記載したものと一緒に、口座開設後に業務代行会社へ提出ください。
- 5 既存のメンバーから振替えられた GMCCP (WOP)で登録される方は口座開設後に、その旨を記載した登録書面をご提出ください。
- 6 手数料の発生後、約 2 週間で GMC パリユーグループが発行する Master カードが発行されます。
※カード利用して手数料等を各国主要通貨で加盟 ATM から出金できます。

7 GMC investment association の購入同時申し込み

■GMC investment association を同時にお申込みの場合は合算でのお振り込みが可能です。

8 メンバー禁止事項(メンバー規約)

①資格の譲渡・売買

原則としてメンバー資格の譲渡、売買はできないものとします。

(相続は可)

②IDパスワードの共有

ID・パスワードの第三者との共有は、これを禁止します。

③情報の再販

Asia Resort&Business Member として取得した事業情報、不動産情報などの、情報の再販はこれを禁止します。

④個人情報の漏えい

Asia Resort&Business Member として知れた第三者の個人情報の漏えいについてはこれを禁止します。

⑤以下の行為について禁止します。

1 勧誘の際、または契約の締結後、その解除を妨げるために事業内容、特定利益、特定負担、契約解除の条件、そのほかの重要事項について事実を告げないこと、あるいは事実と違うことを告げること。

2 勧誘の際、または契約の締結後、その解除を妨げるために、相手方を威迫して困惑させること。

3 勧誘目的を告げない誘引方法(いわゆるキャッチセールスやアポイントメントセールスと同様の方法)によって誘った消費者に対して、公衆の出入りする場所以外の場所で、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘を行うこと。

⑥その他、各国の法律に反する行為

※上記禁止事項に違反した場合、アカウントの抹消や各手数料・広告料の停止等の罰則を科す場合があります。

9 メンバーの解約(退会)について

メンバーの資格期間については、これを定めませんが、本人の希望による退会はいつでも書面を持って退会できるものとし、退会後の個人データはすべて抹消致します。

10 個人情報の取り扱いについて

当社は本ビジネス以外に個人情報を使用致しません。また、各国に於いての個人情報保護法を遵守いたします。

11 その他

社会情勢の変化、為替変動、各国内法の改正等によって変化が生じた場合、予告なく本書面の内容を書面を持って変更することができるものとします。

Asia achievement square 概要書面（日本語版Ⅱ）

Business Member ビジネスアプリケーション

■GMC Investment association 仲介ビジネス（仲介手数料 24%）

GMC Investment association をご仲介されたメンバーには、購入額の 24% の仲介手数料を 40 回に分割してお支払い致します。

■オフショア商品の顧客紹介ビジネス（紹介手数料 1.0%～）

オフショア積立商品の顧客紹介は、契約総額の 1.0%～の顧客紹介手数料をお支払いします。

■各国医療・死亡保障保険商品の顧客紹介ビジネス（商品によって保険料の 0.5～2 か月）

牛保各社の医療保険・死亡保険等の顧客紹介には、商品によって月額保険料の 0.5～2 か月の顧客紹介手数料をお支払します。

■GMC 提携 Master カードの申し込み代行ビジネス（代行手数料 6,000WOP）

GMC 提携 Master カード発行手数料の 30% (6,000WOP) の代行手数料をお支払します。

■GMC 協賛インターネット通販商品・リゾートトラベルパッケージの販売手数料（0.5～50%の手数料）

取り扱い商品によって、0.5%～50%の収益性が期待できます。

■Business Member 募集広告手数料プラン（A・B の広告手数料プランは登録時に選択できますが指定のない場合は B プランとなります）

A シングルマーケティング広告手数料プラン 直接募集広告手数料 30,000WOP)

Business Member を直接募集した実績に対して、1 名につき 30,000WOP の広告手数料をお支払い致します。

B アフィリエイト広告 成果報酬型 2WAY 手数料プラン

（直接募集広告手数料 10,000WOP 募集広告手数料 8ティア各 10,000WOP）

◆大手ショッピングモールや ASP で採用されているアフィリエイト成果報酬型プランを、2WAY 方式で算出してお支払致します

①直接募集手数料 10,000WOP

②2WAY 左右の 1 マッチングに対して募集広告手数料 20,000WOP（マッチングはスモール WAY の 256 エントリーまで）

③オートリエントリー方式採用（当該メンバーを直接募集したメンバーにリエントリー致します）

④分割購入支払いでのご登録の場合、別紙分割購入メンバー規約に従って募集広告手数料をお支払い致します

※エントリーのポジション配置は、当該メンバーを募集したメンバーから見てスモール WAY のアウトラインとします
（キャッチスペースが複数の場合最左翼となります）

※1 エントリーの最大報酬額は 5,120,000WOP です。

※最大報酬額に達した時点で、100,000WOP をオートリエントリーフィーとして差し引かせて頂きます

※急激な為替変動によって 80% の成果報酬を超える場合、コミッションリミッターで保全する場合があります

※コミッションリミッターの対象は、累積 100,000WOP 以上の募集広告手数料を受け取ったメンバーすべてで均等にリミットします

■各手数料お支払いについて

- 1 日本国内のすべての手数料は WOP で支払われます。
- 2 手数料は確定後 10 日程度で WOP 口座に反映致します。
- 3 WOP 口座から各国主要通貨への換金率は 90%です。
- 4 口座の WOP は年率 6%で日歩換算され、ポイント付与されます。
- 5 換金された WOP は手数料発生時に発行された Master カードで Master カード加盟 ATM から出金が可能です。

WOP 分割購入 メンバー登録規約

1 分割回数と金額

メンバー登録のための 1,000GMCCP 分割購入の回数は 10 回で、1,100GMCCP (1,100USD)となります。

初回 200GMCCP (25000WOP)

2 回目以降 100GMCCP (12500WOP) × 9 回

2 毎月の購入期日

2 回目以降、指定期日までに振込を完了してください。(振り込み確認後、1 週間以内に WOP 口座に反映致します)

金融機関のクレジット契約を行う場合は、引き落としは毎月 13 日です。

金融機関の契約書に必要事項記載し、日本国内業務代行会社に提出してください。

3 メンバー資格の取得

初回の振り込みが確認できた時点で、仮登録とし、新規メンバー募集広告手数料以外のすべてのアプリケーション手数料が支払われます。

4 新規メンバー募集広告手数料の支払い

新規メンバー募集広告手数料は、1,100GMCCP 購入完了後、登録費用の振り替えが完了し本登録が確定した時点で、それまでの手数料を一括してお支払致します。

5 仮登録期間に発生した手数料の登録費用への振替

分割支払い中(仮権利期間)に発生した、すべての手数料(メンバー募集広告手数料の保留分も含む)を分割金に振替して権利取得を確定することができます。

6 仮登録の消滅

分割期間中に 2 回の支払い遅延があった場合、その翌月からの権利は消滅するものと致します。

【日本国内 契約書類送付先】

日本国内業務代行会社
株式会社パブリックインフォメーション

FAX 052-934-0576

〒460-0006
名古屋市中区葵1-27-37 染木ビル1004

<http://www.pimembership.rexw.jp/>

クーリングオフ(契約解除)のご案内

1 Asia Resort&Business Member 募集に伴う登録料について、取り扱い店舗でのご契約及びオンライン契約(通信販売)以外の書面による申し込み契約、またはクレジット契約(分割払い)をされた場合には、契約成立日から起算して 30 日以内であれば、書面により契約に関するクーリングオフができます。

2 また、第三者からクーリングオフを妨害する為の不実告知や威迫によって困惑や誤認があり、クーリングオフを行わなかった場合、改めてクーリングオフの書面を受領し、受領した日から起算して 30 日間クーリングオフの行使ができるものとします。

3 クーリングオフを行使する書面の送付先は Asia Resort&Business Member 募集業務代行を行う日本業務代行会社といたします。